

# **JACA** No. 24—1989

---

## クリーンルームの性能評価指針

Standardization and Evaluation of Clean Room Facilities

**JACA**

公益社団法人 日本空気清浄協会

JAPAN AIR CLEANING ASSOCIATION



藤田正泰	飛鳥建設
宮地清	旭化成工業
星名民雄	リオン
松尾勝之	日本エアータック
薬袋寿紹	東急建設
美馬徹	フジタ工業
宮地洋二郎	日本無機
山路幸郎	菱和調温工業
吉村清三	丸紅設備
三上壮介	事務局

## 1. 概要

この性能評価指針は、クリーンルーム全体としての性能指針として清浄度クラスを規定するとともに、各クラスの性能を実現するために必要な、施工上・使用上の種々の要求性能について規定している。

## 2. 適用範囲

この性能評価指針は、原則として施工完了状態のクリーンルームの性能を評価するためのものであるが、生産設備完了状態および操業状態のクリーンルームに対しても準用することができる。また、運転上、維持・管理上の留意点も含まれている。

なお、施工完了状態とは、クリーンルームが完成しており、クリーンルームとして正常に運転することはできるが、生産設備は設置されておらず、作業もない状態を意味し、生産設備完了状態とは、クリーンルームは完成し、正常に運転することができ、生産のための設備の設置も完了しているが、生産設備は運転されておらず、作業もない状態を意味する。また、操業状態とは、クリーンルーム及び生産設備が正常に運転されており、かつ、作業が室内において通常の作業を行っている状態を意味する。

## 3. 用語の意味

この性能評価指針で用いる用語の意味は、以下によるほかは、JIS Z 8122(1988) (コンタミネーションコントロール用語)、JIS Z 8103 (計測用語集)、および、IES-CC-RP011 (汚染制御関連定義用語集)による。

## 4. クリーンルームの性能

### 4.1 清浄度クラス

クリーンルームの性能は清浄度クラスにより表す。

清浄度クラスは1～8の数値で示し、各クラスの粒径別の上限許容粒子数(粒径以上の粒子数)は図4.1および

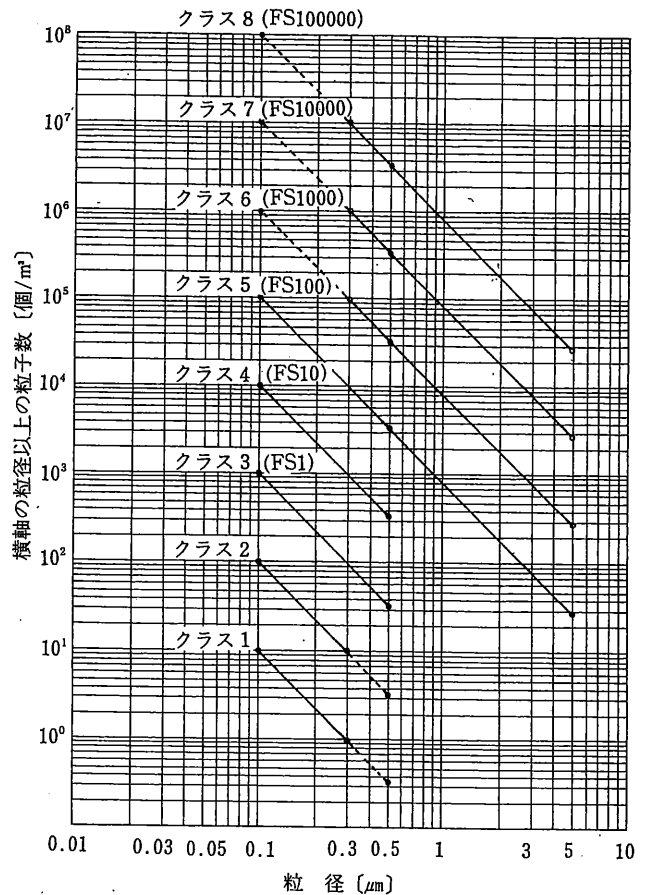


図4.1 クラス上限規定累積濃度

表4.1によるものとする。

なお、現在慣用されているクラス表示との対応を考慮し、暫定的に表4.1に示す暫定呼称を用いてもよい。

測定した全ての点において、この上限許容粒子数を満足している場合のみ、クリーンルームはその性能が満たされているものとする。

### 4.2 測定条件

#### 1) 測定点の数

各クラスの検証に必要な測定点の数は、原則として以下により決定する。

ただし、問題とする空間が限定される場合には、この原則によらなくても良い。

- ① 原則として、縦横3m以内ごとに等間隔に線を引き、縦横の線の交点を全て測定する。
- ② 測定点が装置等と重なる場合には、その測定点は除外するものとする。
- ③ 床面積が大きく、原則に従って測定点を決めたとき、測定点の数が極めて多くなる場合には、原則とした3mの間隔を適当に広げてもよい。

ただし、この場合、それぞれの間隔は一定とする。